

議案第37号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1保健福祉部の表21の項の(9)中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に改め、同項の(9)の2中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同項の(9)の3中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表24の2の項の(2)中「第4条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項の(3)中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改める。

別表第1商工労働水産部の表1の項事務の欄中「いう。）」の次に「及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項の(1)中「3,100円」を「3,800円」に改め、同項の(2)中「2,600円」を「3,000円」に改め、同項の(3)及び(4)中「3,900円」を「4,500円」に改め、同項の(5)中「2,700円」を「3,200円」に改め、同項の(6)及び(7)中「1,300円」を「1,600円」に改め、同項の(8)中「2,700円」を「3,000円」に改め、同項に次のように加える。

(9) 法第109条第1項の規定に基づく沿岸漁場管理団体の指定の申請に対する審査	沿岸漁場管理団体指定申請手数料	4,500円
(10) 法第119条第2項の規定に基づく規則で定める内水面における水産動植物の採捕の許可の申請に対する審査	内水面採捕許可申請手数料	2,000円
(11) 法第119条第2項の規定に基づく規則で定める試験研究等のための水産動植物の採捕の許可の申請に対する審査	特別採捕許可申請手数料	2,000円

(12) 省令第42条第1 項の規定に基づく 試験研究又は教育 実習のための特定 水産動植物の採捕 の許可の申請に対 する審査	特定水産 動植物採 捕許可申 請手数料	2,000円
---	------------------------------	--------

別表第1 商工労働水産部の表2の項の(1)のイ中「5,200円」を「5,500円」に改め、同項の(1)のイ中「7,400円」を「7,700円」に改め、同項の(1)のウ中「7,900円」を「8,200円」に改め、同項の(1)のエ中「8,400円」を「8,700円」に改め、同項の(2)中「2,700円」を「2,800円」に改め、同項の(3)中「3,800円」を「4,000円」に改め、同項の(4)のイ中「2,500円」を「2,700円」に改め、同項の(4)のイ中「3,700円」を「3,900円」に改め、同項の(4)のウ中「4,000円」を「4,200円」に改め、同項の(4)のエ中「4,300円」を「4,500円」に改め、同項の(5)中「580円」を「650円」に改め、同表9の項の(1)中「15,000円」を「15,500円」に改め、同項の(2)中「12,000円」を「12,500円」に改め、同項の(3)中「6,000円」を「6,500円」に改め、同表10の項の(1)のイの(ア)のc中「300円」を「310円」に、「410円」を「420円」に、「510円」を「520円」に、「3,100円」を「3,150円」に改め、同項の(1)のエの(イ)のa中「630円」を「640円」に改め、同項の(1)のエの(イ)のc中「2,080円」を「2,100円」に改め、同項の(6)のイの(イ)のb中「670円」を「680円」に、「840円」を「860円」に、「10,400円」を「10,500円」に改め、同項の(6)のイの(イ)のc中「510円」を「520円」に、「740円」を「750円」に、「8,600円」を「8,700円」に改め、同表11の項の(1)及び(2)中「560円」を「600円」に改め、同項の(3)中「290円」を「300円」に改め、同表12の項のイの(ア)中「38,000円」を「39,000円」に改め、同項のイの(イ)中「26,000円」を「26,800円」に改め、同項のイの(イ)中「19,000円」を「19,700円」に改め、同項のイの(イ)中「14,000円」を「14,600円」に改め、同項のウ中「14,000円」を「14,600円」に改める。

別表第1 農政部の表4の項の(3)中「1,800円」を「2,000円」に改め、同項の(4)のイ中「34,500円」を「36,000円」に改め、同項の(4)のイの(ア)中「34,500円」を「36,000円」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「69,000円」を「72,000円」に改め、同項の(5)及び(6)中「1,700円」を「1,900円」に改め、同項の(7)中「5,700円」を「6,400円」に改め、同項の(8)及び(9)中「1,700円」を「1,900円」に改め、同表6の項の(2)のク中「1,230円」を「1,240円」に改め、同項の(2)のサの(ア)中「2,540円」を「2,550円」に改め、同項の(2)のサの(イ)中「620円」を「630円」に改め、同表12の項のイ中「3,300円」を「3,590円」に改め、同項のイ中「1,300円」を「1,450円」に改め、同項のウ中「1,110円」を「1,200円」に改める。

別表第1 土木部の表14の3の項のイ中「30,000円」を「31,000円」に改め、同項のウ中「34,000円」を「35,000円」に改め、同項のエ中「38,000円」を「39,000円」に改め、同項のオ中「42,000円」を「43,000円」に改め、同項のカ中「51,000円」を「52,000円」に改め、同

項のキ中「63,000円」を「64,000円」に改め、同項のク中「75,000円」を「77,000円」に改め、同表14の4の項の(1)のイの(ケ)の a 中「52,000円」を「53,000円」に改め、同項の(1)のイの(ケ)の b 中「73,000円」を「74,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の a 中「123,000円」を「124,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)の b 中「174,000円」を「177,000円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)の a 中「200,000円」を「203,000円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)の b 中「283,000円」を「288,000円」に改め、同項の(1)のイの(エ)の a 中「394,000円」を「399,000円」に改め、同項の(1)のイの(エ)の b 中「561,000円」を「571,000円」に改め、同項の(1)のイの(オ)の a 中「713,000円」を「725,000円」に改め、同項の(1)のイの(オ)の b 中「1,018,000円」を「1,036,000円」に改め、同項の(1)のイの(カ)の a 中「1,239,000円」を「1,255,000円」に改め、同項の(1)のイの(カ)の b 中「1,762,000円」を「1,794,000円」に改め、同項の(1)のイの(キ)の a 中「2,310,000円」を「2,343,000円」に改め、同項の(1)のイの(キ)の b 中「3,286,000円」を「3,345,000円」に改め、同項の(1)のイの(ク)の a 中「3,317,000円」を「3,360,000円」に改め、同項の(1)のイの(ク)の b 中「4,709,000円」を「4,794,000円」に改め、同項の(1)のイの(ケ)の a 中「4,099,000円」を「4,152,000円」に改め、同項の(1)のイの(ケ)の b 中「5,806,000円」を「5,910,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1保健福祉部の表24の2の項の改正規定は公布の日から、同表21の項の改正規定は同年5月1日から施行する。

(提案理由)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び社会福祉士及び介護福祉士法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。